

平成 27 年度岡山県海面利用協議会議事録

日 時 平成 28 年 3 月 23 日
場 所 ピュアリティまきび

平成 27 年度岡山県海面利用協議会議事録

1 開催日時 平成 28 年 3 月 23 日 13:30～

2 開催場所 岡山市 ピュアリティまきび

3 出席者

【委員】

井本 瀧雄委員	尾崎 満委員
奥野ミエ子委員	千田 博通委員
川淵 義徳委員	大塚 正広委員
濱野 力委員	中田 和義委員
山崎 徹成委員	木村 謙司委員
横前 博文委員	江野 徹委員

(欠席)

西田 久志委員

【事務局】

(岡山県水産課)

田丸 和彦課長	濱崎 正明主幹
鳥井 正也総括副参事	仲村 尚人技師

平成 27 年度岡山県海面利用協議会議事内容

【事務局】

御出席予定の皆様お揃いですので、ただ今から、平成 27 年度岡山県海面利用協議会を開会いたします。開会にあたりまして、岡山県農林水産部水産課の田丸課長より御挨拶申し上げます。

【水産課長】

水産課の田丸と申します。本日は年度末で非常に忙しい中、御参加いただき誠にありがとうございます。今回の協議会でございますが、委員の方々は任期を 3 年とさせていただきます。今回は改選をした後、初めての協議会ということでございます。早く委員の就任についてお引き受けいただきありがとうございます。3 年間よろしく願いいたします。

改めて本協議会の趣旨を申し上げますと、会議ができた平成 7 年当時はバブルがあったこともあり、海の上で遊漁と漁業とのトラブルが多発していました。そういったところではなかなか遊漁と漁業の話し合いの場がなかったということで、この海面利用協議会が作られました。この他にも、瀬戸内海の関係府県が集まる瀬戸内海東部の海面利用協議会や香川県と合同で行う広域海面利用協議会がございます。その中で話し合いをして様々なことを解決していこうというのがこの会議の趣旨でございます。

ここ数年間につきましては、県が主体となって整備をした笠岡地区海洋牧場のルール作りをしようといろいろな協議を行っています。資料にもございますが、魚礁の整備等をして魚が増えている一方、いたずらな漁獲といますか、秩序がなかったということから、法律に基づく海区漁業調整委員会指示を出しておりますが、その原案をこの場で練っていただいた、ということがございます。現在、特に大きな課題はございませんが、やはり細々とした問題や香川県との関係などがございます。本日も議題を数題用意しておりますので、活発な御意見をいただければと考えております。

なお、この会議でもよく話題になりますが、最近魚が少なくなっている、釣りをしても魚が釣れないなどという声をいただきます。県としましては、海そのものを再生しようということで、カキ殻を入れて海底の改良をしたり、アマモ場の造成をやったりしております。アマモ場については昭和 60 年から造成を実施しており、透明度が上がったということもありますが、漁業者の方の取り組みでかなり改善や回復を見ておりますので、これからも進めていきたいと考えております。来年度になりますが、全国アマモサミットを 6 月の 3、4、5 日で開催する予定となっております。もしお時間があれば足を運んでいただければと思います。簡単ですが、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

【事務局】

本日御出席の皆様の御紹介をさせていただきたいと思います。

(委員の紹介)

【事務局】

それでは、さっそく議事に入らせていただきたいと思います。会長が決まりますまで、私が議事を進めさせていただきたいと思います。まず、議事の1でございますが、会長の選任についてです。資料は、お手元にお配りしております、協議会規約と書いております3枚組の資料を基に進めさせていただきたいと思います。規約第3条第2項で、会長は委員の中から互選することになっております。互選ということですので、御意見などございましたらお願いいたします。

【千田委員】

事務局が決めればよいのでは。

【事務局】

事務局案でということで千田委員から御意見がございました。事務局としては、先の3年間、会長に就任いただいております井本委員に引き続き会長となつていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

(一同異議なし)

ありがとうございます。それでは、井本会長には議長席のほうへ御移動いただきたいと思います。それでは、一言御挨拶をお願いします。

【井本会長】

難しい会議ですが、引き続き3年間頑張ればと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。今後の議事につきましては、会長に進行をお願いしたいと思います。

【井本会長】

はい。それでは議事2の「平成26、27年度協議会の概要について」、事務局から説明を

お願いいたします。

【事務局】

(議事 2「平成 26、27 年度協議会の概要について」資料に沿って説明)

【井本会長】

ただいまの事務局からの説明について、御意見、御質問があればお願いします。

(質問なし)

【井本会長】

続きまして、議事 3 の「遊漁の現状及び問題点について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(議事 3「」資料に沿って説明)

【井本会長】

ただいま事務局から報告のありました「遊漁の現状及び問題点について」、御質問等があればお願いいたします。

【千田委員】

夜たき釣について、本業の漁師さんのことは資料に全く書いてないのだが、それは無いのか。もうひとつ、海面照射の方法は巧妙化していると分かっているのに検挙がないというのは、捕まえようがないということなのか。また、その最大のネックは現行犯でないといけないということなのか。

【事務局】

まず、本業についてですが、夜たき釣の禁止については漁業者、遊漁者にかかわらず一律で禁止となっております。結論から言いますと漁業者の方の夜たき釣りは無かった、ということです。

【千田委員】

2 ページにはあると書いてあるが。

【事務局】

この資料については、26年度の状況を報告させていただいたのですが、その中の取締りで多少巧妙化している状況がみられまして、今年も引き続き巧妙化しているだろうな、という目で取締りを実施したのですが、そういう状況にも今年は遭遇しなかった、ということでございます。

【千田委員】

取締りの際に現行犯でないといけないというようなことはあるのか。

【事務局】

現行犯でなければいけません。そういった状況の証拠をとって、やっているという状況をもって、検挙しています。

【千田会長】

例えば最近だったらスマートフォンを持っている人も多いから、それで撮影して提供したらどうなのか。

【事務局】

現在も、漁業者の方からスマートフォンで撮影した写真をいただいて、情報が確実なものであると確認ができれば検挙ということが出来るのかもしれないですが、実際にはなかなか難しいのが現状でございます。

【千田委員】

自動車事故の場合は、ドライブレコーダーの映像が正式な裁判の証拠として認定されているのだから出来ない訳がないと思う。漁船や遊漁船などにカメラを搭載しておいて、裁判を起こす、起こさないのいずれにしても門前払いとなる話ではないと思われるが。

【事務局】

ありがとうございます。参考にさせていただきます。

【江野委員】

遊漁船業者についてのグラフがデコボコしているに至った理由は何かあるのか。

【事務局】

遊漁船業者数の推移についてですが、増える、減るという傾向があるわけではなく、単純に業者が廃業したり、新規登録したりという件数が年度によって異なるため、グラフに

ふれ幅があると考えられます。また、平成 14 年度から遊漁船業が届出制から登録制になったという背景もあります。

【千田委員】

現在の一番下の表について、説明では遊漁船の支店を出している数と言っていたが、津山や勝央町で遊漁船登録をしているというのは不思議ではないのだが。

【事務局】

遊漁船の市町村別の業者数については、営業所の所在地をカウントしております。個人でやられている方は、個人宅の住所を登録しており、船自体は岡山のマリーナや日本海側に泊められていることがあります。したがって、自宅の住所が県北にある人がこのような形で表れています。

【中田委員】

参考までにお聞きしたいのだが、取締りの頻度や回数というのはどのくらいなのか。

【事務局】

例えば、この月は何回行こう、という年当初に大体の計画は立てておりますが、時期によって営まれる漁業種類も獲れる魚も変わってくるので、この時期に集中的に取締りをする、というのが月によって変わります。実績だけを申しますと概ね月 2～3 日程度で、これはあくまで取締船による取締りによるものです。この他に陸上からの監視なども含めれば、相当な日数を取締りに費やしています。

【井本会長】

水産課が本気で取締りをする気なら、漁業者の船に乗れば良い。県の船では 1 隻捕まえたなら他の船がいた場合、皆逃げてしまう。漁業者の船を出すから何隻かに乗り分けていって捕まえばいい。僕らからしたら捕まえる気がないのではないか、という気もしてしまう。

【事務局】

昨年は実施していませんが、用船ということで、漁業者の船を借りていくことはあります。運転は海保の方や水産課の船長が行うという形での用船で、それを行って一度に 3 隻ほど捕まえたこともあります。そういうことなので、運転は漁師さんではなく、こちらに任せていただくこととなります。

【井本会長】

運転は漁師のほうが上手いと思うが。

【事務局】

確かに、沿岸域をいきますので、ソワイなど細かいことは漁師さんのほうが上です。我々ですと、危ないから近付かないようにしようなどと気に掛かる部分があります。そういったこともあり、先ほど千田委員からもありましたが、夜たき釣が無いのか、と言われますとたまたまなかったのだろう、あることはあるのだろう、と思いますので、このような形も行いながら取締りの充実を図っていただければと考えています。

【井本会長】

続きまして、議事 4 の「遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について」、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(議事 4「遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について」資料に沿って説明)

【井本会長】

ただいま事務局から報告のありました「遊漁者、遊漁船業者に対する普及・啓発、指導実績及び計画について」、御質問等があればお願いいたします。

(質問なし)

【井本会長】

続きまして、議事 5 の「笠岡地区海洋牧場に関して」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(議事 5「笠岡地区海洋牧場に関して」資料に沿って説明)

【井本会長】

ただいま事務局から報告のありました「笠岡地区海洋牧場に関して」、御質問等があればお願いいたします。

(質問なし)

【井本会長】

続きまして、議事 6 の「近隣県の話題について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

(議事 6「近隣県の話題について」資料に沿って説明)

【事務局】

県では先ほどの計画通り来年度の普及啓発を進めていきたいと考えておりますが、その他ルールの広域的な普及、啓発方法など御意見がございましたらお聞かせいただけたらと思います。

【大塚委員】

啓発活動について、いろいろな紙もので配布されているようだが、今ならスマートフォンからウェブやホームページがよく見られていると思うので、こういった情報をデータでマリーナや釣具店のホームページへリンクを貼っていけば、コスト的にも安くなるし一つの方法として良いのではないかと思う。

【事務局】

御意見ありがとうございます。

【浜野委員】

これからサワラが獲れる季節になるが、引き釣をやる人が多く、それに混じってトラフグを釣る人も渋川の沖に出てくるため、底びきの操業ができないほどになっているという状態である。トラフグを釣ってはいけないというルールはないが、資源保護もしているし、何か規制はできないのかと考えている。第一に、サワラの引き釣は保安部が出てきたら仕掛けを切って逃げてしまう。捕まるぐらいなら仕掛けを切るほうが安いのだろう。常習者が多くいるようなので、そこをよろしくお願いしたい。

【尾崎委員】

サワラの引き釣について、罰金が大したことないということを耳にしたことがある。

【事務局】

県の漁業調整規則では、遊漁者が引き釣をした場合 1 万円未満の科料に処せられます。

【尾崎委員】

安すぎるのでは。

【千田委員】

今の話は漁業調整規則違反となるのか。

【事務局】

県の漁業調整規則の中で遊漁者の方ができる漁法・漁具が定められています。その中で手釣および竿釣というのがありますが、それ以外のものは使用できないということになり、漁業調整規則違反となります。科料ということで罰則が軽いというのはそのとおりでございます。

【千田委員】

県の漁業調整規則で定めていて罰金を取ることができるのならば取締りもできるのだから、極端に言えば罪をもっと重くすれば良いのでは。

【事務局】

この議論は昔からされていまして、調整規則には大もとに漁業法という法律があり、その中で各県がそれぞれの事情を踏まえて定めています。その漁業法の中で調整規則の罰金の上限が定められており、県が勝手にそれ以上の罰金を決めることができないこととなっています。

【千田委員】

根拠の法律があるなら皆さんの意見を集めて上限を上げていかないと。全国的な動きはないのか。

【事務局】

漁業調整規則は国が認可をしているため、他県と横並びということで岡山だけ独自にこれをやりたいといっても認可されません。漁業関係では、無許可操業については少し前までは上限が10万円でしたが、各県がいろいろな要請をしたところ、法律と絡めながら最高200万円まで罰金がとれるようになりました。遊漁についても、本会議と同じような意見が全国で出ています。漁業者だけ高い罰金なのはおかしいのではないか、ということでいろいろな会議で国への要請がなされています。ただ、前回の10万円から200万円に上がるのも10年ほどかかりましたので、すぐには無理かもしれませんが、要請的な提案がいろいろな場面で国へ出されていますし、公文書などで瀬戸内海の水産課長が連名をして要望を待ちかけるというようなことは続けております。9900円ではすぐに再犯をしまいますし、前科にもならないという状況なので、もう少し強めのことをやっていかないと直らないのではないかという感想もあります。

【井本会長】

やはり漁業者と同じようにしてもらわないと。

【浜野委員】

漁業者のほうで罰金が高く、停泊命令もある。

【山崎委員】

今日は海上保安庁の方も来られていて、取締りももちろんしているのだろうが、海保は国の管轄になるのか。そうすると、例えば県の関係の取締りと、海保による漁業違反の取締りはどうしているのか、というのをお聞きしたい。

【事務局】

私のほうからよろしいでしょうか。取締りをする上での法令は漁業法や水産資源保護法、岡山県の海面漁業調整規則などがありますが、取り締まる内容は同一です。管轄が異なるだけであり、我々は岡山県の海しか行けません、海保さんはいろいろなところで取り締まることができますし、技術は海保さんのほうが数段上であります。我々でも逮捕することはできるのですが、その後被疑者を取り扱う術がありません。先ほどありました写真で立件できるのかということですが、我々は技術的に未熟なので、そういう立件できる良い材料があれば海保さんに相談しながら対応したケースがあります。ただ、実績として夜たき釣についての立件は過去にはございません。

【尾崎委員】

小豆島の内海地区では、岡山県や兵庫県から船が集まるので稚魚の放流をしているが、現在は法的な執行力がない状態で半分うまくいってないという話を聞いた。3県で510件ほどの参加があるが、釣りに行くと船に旗をつけているのは3分の1ぐらいしか見受けられない。保護水面のような法的拘束力のあるものを作れば水産資源の保護になると思う。

【事務局】

保護水面というものは、水産資源保護法によって定められており、当然法に基づいて設定していくものであり設定するには手続きに時間がかかってしまいます。禁漁区を設けたい、ということであれば海区委員会が独自に発することができる委員会指示というものがあります。県内にも実際に定めている区域がございますので、ぜひここを、というところがありましたら、設定は十分可能だと思われま。

【山崎委員】

先ほどの尾崎さんの意見に関連したことで、内海地区の協定に参加されている方は500名少々という話であったが、その中で一番多いのは岡山の方で250名である。内海の会長がおっしゃっていたのが、「どんどんきてください」ということであった。確かにその漁業者の方も大変な苦勞をしている。しかし、規制ばかりしていくと魚が育っていけない。集

まったお金で稚魚を放流するとかそういう形で遊漁者と共にやっていきたいと思いますという発想で話題になっている。笠岡地区の方でも育てることは大切だと思うが、共にできるような形で一つの例として、内海地区のように協力金をいただいてフラッグを掲げている人はどうぞ自由に釣りをしてください、という形がこれからは良いのではないかと思います。

もうひとつ、稚魚の放流をしていると聞いているが、どのような種類の魚がどのぐらい放流されているのか、というのもお聞きしたい。

【事務局】

昨年度にどの魚種をどのぐらい放流したという尾数に関しての資料は手元にはないのですが、魚種については、岡山県・香川県でこういう魚種を放流しています、というのを冊子に載せています。尾数についてはすぐにお答えができず申し訳ありません。

【山崎委員】

最近アコウなどいろいろな稚魚を放流していると思うが、今まで釣れなかったのが釣れるようになってきている。香川県ではマダイの稚魚の放流を行っているのに対し、岡山県では放流を行っていないと数年前に水産試験場の人から聞いた。釣る立場からすると、非常に釣るのに面白い魚種なので、可能であればマダイの稚魚も同じように放流していただければありがたい。そうすれば漁業者の方もマダイが獲れるようになるのではないと思う。

【千田委員】

先ほどの内海地区の話について、実は私にも参加してくれという話があった。笠岡地区の根拠法である漁業法第 67 条の委員会指示としてするのなら、と申し上げたのだが、香川県はせずしているのか。要するに法的根拠がないので、香川県では動きはないのだろうか。

【事務局】

実は我々も山崎委員が言われたように笠岡地区でも同じようなことをしたいと考えています。しかしお願いレベルでは限界があるだろうということでこの会議でもさまざまな検討をしました。具体的には、条例化できないか、あるいは指定法人を作って、公の施設を委託するというような制度を作ろうか、などの話がありました。これは水産庁だけでなく国交省等とも協議をしたのですが、海の管理権は現状では認められないと冷たくあしらわれまして、やむなく漁業法に基づく委員会指示というものをやりました。地元と協議して料金の徴収制度を入れられないのは仕方が無いということで、ちゃんとできるような形を作ろうというのが岡山県の背景です。香川県の方は、別の法律で沿岸漁場整備開発法というのがありまして、その中に漁場利用協定に関する規定があります。その中で、協定を作

った際に協定に本来入ってもらわないといけない人が入らなくなった場合、県が協定加入の斡旋をするという制度があります。将来的にはそれを考えたい、ということは担当レベルで聞くことはありますが、入れるのならば最初から入れないと厳しいのではないかと、というのが私の感想ですが、そういう状況です。

【事務局】

先ほどの渋川沖でのトラフグとサワラの引き釣についてですが、2つに分けて考えなければいけないと思っています。引き釣については、罰則が軽いと言いつつも違反行為があります。仕掛けを切って逃げると言われますが、やらないといけない内容ではないかと思えます。

もうひとつ、トラフグ釣が集まって邪魔になるという話ですが、季節は秋ですか、春ですか。

【浜野委員】

春である。これからの時期だ。

【事務局】

では産卵に入る大きいフグを釣るということですね。それだと錨を降ろしてやるので邪魔になるという話です。現行では、フグ釣を禁止することはできませんが、漁場のさびわけをすることはできます。トラフグを釣るならこの区域でやってくれ、ここでは遠慮してくれ、というルール付けはできると思いますし、委員会指示という方法もとれると考えています。そういったことは技術的には可能ではないかと考えています。

【井本会長】

続きまして、議題7の「香川・岡山広域海面利用協議会委員（案）について」事務局から説明をお願いします。

【事務局】

（議事7「香川・岡山広域協議会委員（案）について」資料に沿って説明）

【井本会長】

この案のとおりでよろしいでしょうか。

（一同異議なし）

【井本会長】

ありがとうございます。その他に何かありましたらお願いします。

【中田委員】

水産資源の保全という観点から、笠岡地区での取り組みでは放流効果がどのくらい出ているのか。また、過剰な釣獲に問題があるということだが、具体的な数字として出てこない、なかなか適正な放流数や、釣りが影響を与えているというのがアピールしにくいと思う。そういった面での検証はされているのか。

【事務局】

例えば、魚種を絞って種苗放流した場合の効果がどれくらいか、というのは試験研究レベルではたくさん検証されています。笠岡地区海洋牧場については、魚を放流しているだけでなく、魚礁の設置などの事業も進めており、これは公共事業で進めていることでもありますので、海洋牧場を整備する前、した後の効果がどうなのかという比較検証はしております。実際の漁獲量で評価をしているのですが、礁につくようなカサゴやメバル、スズキ、タイなどの漁獲量が数十トン単位で増えているというような検証をしたことがあります。ただ、公共事業の観点ですので、毎年検証しているわけではなく、整備が終わって10年後などのスパンで検証をしているというのが現状であり、生き物、自然環境が相手なので、種苗放流の効果がこうだ、というのはなかなか検証しにくいというのが本音です。

【事務局】

先ほどのことに付け加えさせていただきますと、平成17年に1年間かけて遊漁者の数や釣獲のヒアリングを行い、当該地区では漁業者以上に魚を釣っているというような調査、また、錨を入れることでたこつぼなわや建網漁業に被害が出ているというような実態調査などを行いました。この調査結果を背景に規制をしようと、最終的に規制をしたのは24年なのですが、一生懸命背景を持った規制をしようということでしたどり着いたのがこの委員会指示ということでございます。また、釣れなかったキジハタが釣れるようになって、それがまた親となり、礁に居ついて産卵をするという好循環となり、放流に頼らない自然のサイクルも出来つつあるのかなと考えています。

【山崎委員】

笠岡地区だけでなく、東部などでもそういった計画を広めていけば資源もどんどん増えていくのではないかと思うが、なにか計画があるのだろうか。

【事務局】

里海という言葉を使っていますが、東備ではアマモ場を中心とした開発をしています。

今はその沖合でカキ殻を利用した底質改善を行っています。もうひとつ岡山の中部地区でも作りたいな、という構想はありますが、地先に応じていろいろなやり方があると思いますので、取り組んでいきたいと思います。

【事務局】

最後に、最近新聞記事でも出ていました、乗船中のライフジャケットの着用義務の拡大について紹介させていただきます。現在は、ライフジャケット着用が義務づけられているのは、水上オートバイ等の乗船者、12歳未満の子供、一人で漁船に乗り組んでいる漁業者に限られ、その他の乗船者については努力義務に留められています。しかし、転落による死亡事故が増加していることを踏まえ、全ての乗船者に対して着用を義務づけるという動きがあり、国の方で検討されているようですので、御紹介をさせていただきました。

【井本会長】

他はよろしいでしょうか。

ないようですので、ここで会議を締めさせていただきます。本日は大変お忙しい中、長時間にわたり御協議いただきましてありがとうございました。これをもって、本協議会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。